

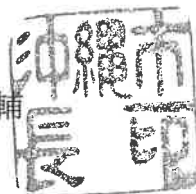


沖縄市告示第 164 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年 11月 27日

沖縄市長 花 城 大 輔



1 都市計画の種類

中部広域都市計画火葬場の変更（1号広域火葬場）

2 都市計画を変更した土地の区域

沖縄市字池原

3 都市計画の縦覧場所

沖縄市役所5階 建設部 都市整備室 都市計画担当

宜野湾市役所新館3階 建設部 都市計画課

北谷町役場2階 建設経済部 都市計画課

北中城村役場第二庁舎4階 建設課 都市計画係